

令和9年度 宜野座村 認定こども園・保育園入園案内



お問い合わせ・受付場所

〒904-1392 宜野座村字宜野座 296 番地
宜野座村役場 こどもみらい課 子育て支援係

☎ 098-968-5024

様式等は宜野座村ホームページからも入手できます。

<https://www.vill.ginoza.okinawa.jp/soshiki/1013/1/1472.html>

ホームページのQRコード



本書の内容は保育施設の等利用を検討しているすべての方が共通で確認していただく内容となっております。
保育施設等の利用を検討している方は内容をご確認のうえ、申請をお願いします。

1. 村内認定こども園・保育園のご案内



保育所名	住 所	電話番号	利 用 定 員 数						計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
村立ぎのざこども園	字惣慶 126-1	968-8566	25		16	16	20		77名
村立ぎのざこども園 分園（5歳児）	字宜野座 1195-3	968-4356						30	30名
（私）松田保育園	字松田 611	968-8701	18		26	28	28		100名
（私）光保育園 （松田保育園分園）	字松田 612-9			25					25名
（私）松田保育園 第二分園（5歳児）	字松田 2182-1	968-4340						30	30名
（私）かな保育園	字漢那 213	968-3355	12	18	18	18	18	16	100名

※年齢に応じて入園できる園が違います。ご確認をお願いします。

2. 令和9年度 入園申込スケジュール

下記表中の受付期間までに、認定こども園・保育園の入園申込にかかる書類一式をこどもみらい課窓口直接提出もしくは郵送での提出をしてください。郵送の場合は受付期間内必着となります。書類に不備があると受付できません。期限を過ぎてのお申し込みは、入園希望日での受付はできません。

【1】新規申込受付期間、選考期間

入園希望日	申込受付期間・希望園変更期間	選 考 期 間
4月1日	第1選考：令和8年10月1日（木）～ 令和8年10月30日（金） ※希望園の変更期間は 令和8年11月30日（月）まで	令和9年2月上旬ごろに 選考結果を送付いたします。
	第2選考： 令和9年2月12日（金）まで ※希望園に空きがある場合のみ	令和9年3月上旬ごろに 選考結果を送付いたします。
5月1日	～ 令和8年3月15日（月）	4月1日（木）～ 9日（金）
6月1日	～ 4月15日（木）	5月6日（金）～ 10日（月）
7月1日	～ 5月17日（月）	6月1日（火）～ 10日（木）
8月1日	～ 6月15日（火）	7月1日（木）～ 9日（金）
9月1日	～ 7月15日（木）	8月2日（月）～ 10日（火）
10月1日	～ 8月16日（月）	9月1日（水）～ 10日（金）
11月1日	～ 9月15日（水）	10月1日（金）～ 8日（金）
12月1日	～ 10月15日（金）	11月1日（月）～ 10日（水）
令和9年1月1日	～ 11月15日（月）	12月1日（水）～ 10日（金）
2月1日	～ 12月15日（水）	令和10年1月4日（火）～ 11日（火）
3月1日	～ 令和9年1月17日（月）	令和10年2月1日（火）～ 10日（木）

【2】希望園変更について

希望園を変更したい場合は、上記表中の希望園変更期間までに行なってください。
こどもみらい課窓口で「利用申込変更（取下）届」の記入が必要です。



原則、年度内の転園はできません。

3.支給認定区分（1号、2号、3号）について

【1】認定区分：1号認定

1号認定について、教育時間終了後の預かり保育の実施はありませんが、冠婚葬祭等やむを得ず保育の必要となる場合、17時30分までの預かり保育を実施します。（原則、恒常的な利用は除きます）預かり保育利用の場合は村立こども園と調整となります。また預かり保育料が別途かかります。

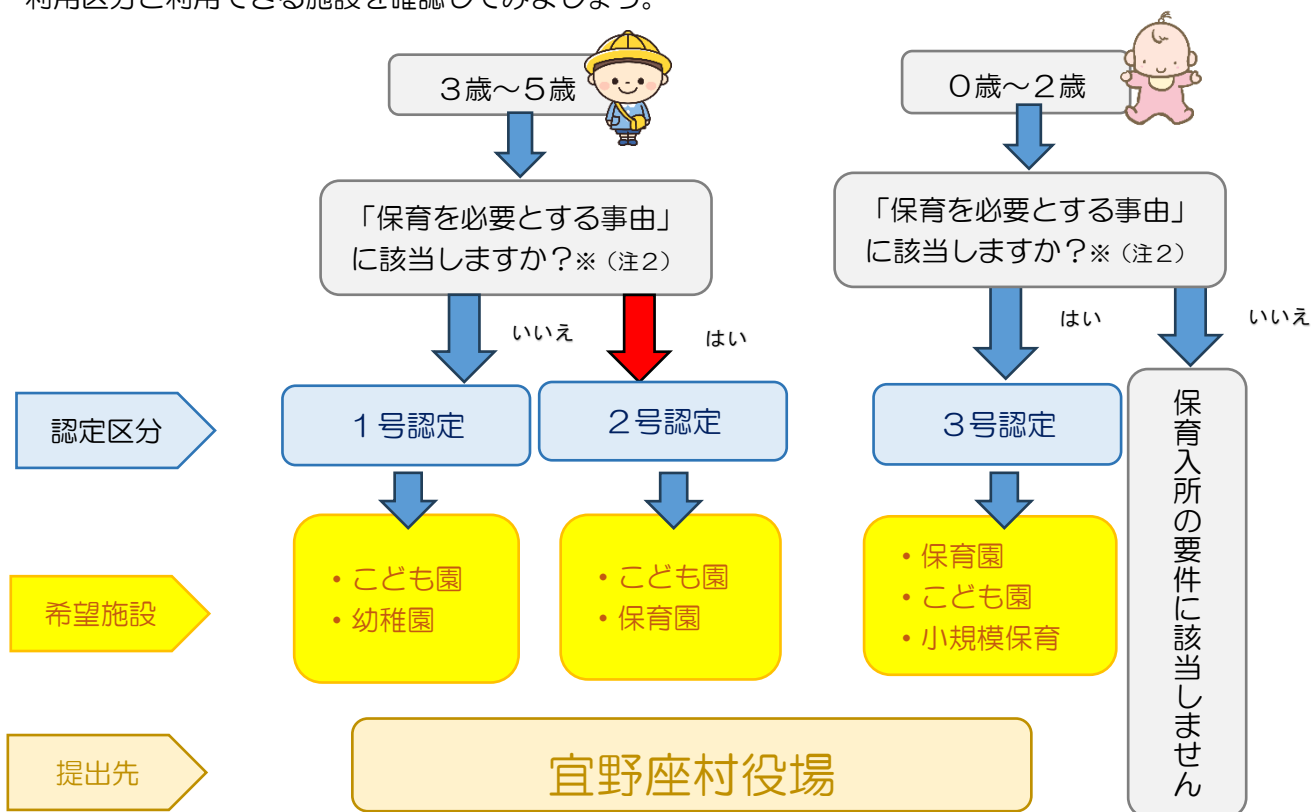
【2】認定区分：2号認定、3号認定

2号、3号認定は保護者が働いている等、恒常的に保育を必要とする子どもを保護者に代わって保育することを目的とした施設です。保護者の状況を確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定します。

認定区分	1号認定 (教育認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
年齢	3～5歳	3～5歳	0～2歳
保育の必要性	なし	あり	あり
対象となる幼児	保育を必要とせず、 教育を希望する幼児	保護者の就労や疾病等の理由により 保育を必要とする乳幼児※（注1）	
保育の必要性	教育標準時間	保育標準時間 または 保育短時間	
利用できる施設	幼稚園（村外） 認定こども園	認可保育園 認定こども園	

認定こども園・保育園の利用を希望する場合には、市町村へ申請し、保育を必要とする『支給認定』を受ける必要があります。『支給認定』については乳幼児の年齢や保育の必要性に応じて下記の区分に分類され、それぞれ区分により利用できる施設や時間が決まっています。

利用区分と利用できる施設を確認してみましょう。



※（注1）『集団保育に慣れさせるため』、『下の子の保育に手がかるため』などの理由では入園の対象とはなりません。

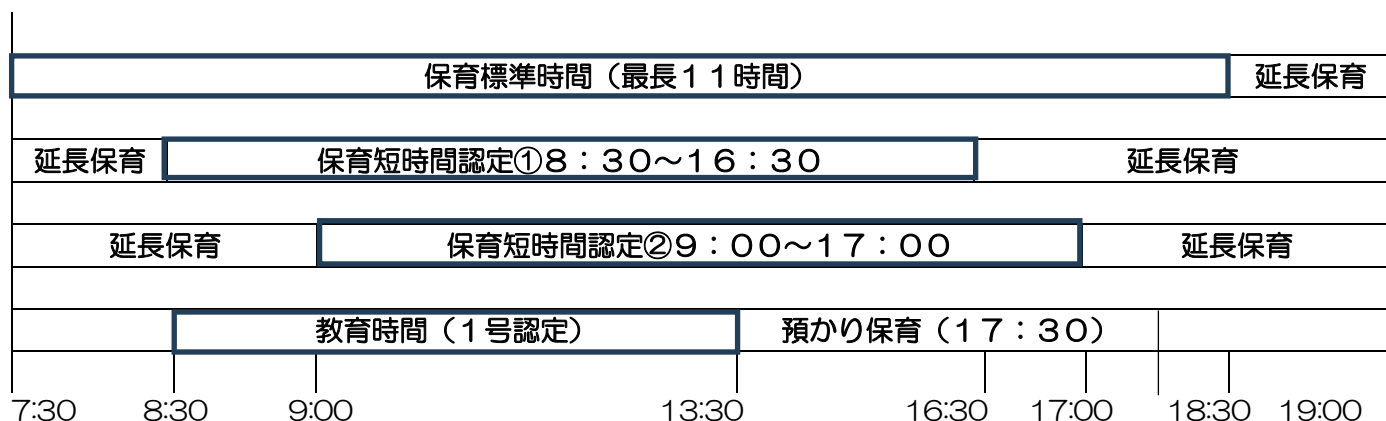
※（注2）詳細はP5をご確認ください。

4.利用区分（保育の必要量）について

利用区分	保護者の状況	保育時間
保育標準時間	○就労時間が月120時間以上 ○妊娠・出産 ○疾病・障がい ○介護・看護等	最長11時間
保育短時間	○月64時間以上120時間未満 ○求職活動中 ○育児休暇取得中	最長8時間

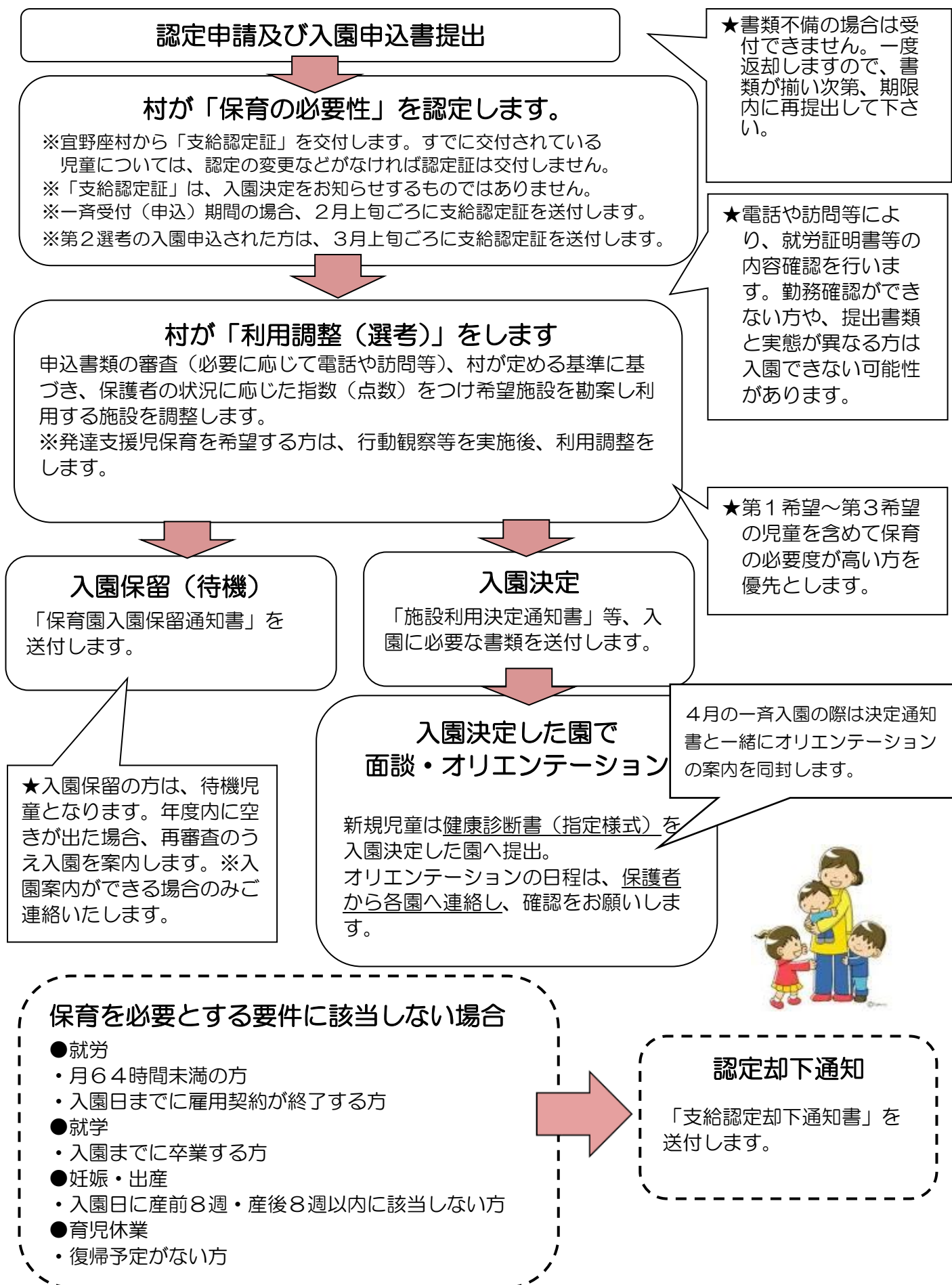
※『保育の必要な事由』は保護者の状況を証明書等の書面にて確認し、保育の必要量認定を行います。
 ※月途中の勤務形態変更等により、認定内容が変わる場合は、**就労証明書を提出した翌日から変更**します。ただし、保育料（利用者負担額）は、翌月から変更となります。

教育・保育（標準・短時間）利用時間のイメージ



※保育短時間の利用時間帯は、①「8：30～16：30」、②「9：00～17：00」の2パターンあります。詳細は、各保育施設またはこどもみらい課までお問い合わせください。

5. 保育施設入園申込の流れについて



6. 保育が必要な事由（２・３号認定の場合）

「保育が必要な事由」は、保護者のいずれも下記のいずれかに該当する場合に認定されます。

「保育が必要な事由」	保護者の具体的な状況	保育必要量の認定区分
①就労	月に64時間以上就労していること	標準時間認定 月120時間以上の就労 短時間認定 月64時間以上120時間未満の就労
②妊娠・出産	母親が妊娠中であること、または出産後間がないこと (産前8週・産後8週以内)	標準時間認定
③疾病・障がい	保護者が病気やケガ等による療養中であること、または心身に障がいをしていて、児童の保育に支障があること	申請内容により判断
④看護・介護	親族を常時介護または看護していること(別居親族も含む)	
⑤災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたっていること	標準時間認定
⑥求職活動・起業準備	求職活動・起業準備を継続的に行っていること (入所期間：原則90日間)	短時間認定
⑦就学	学校教育法に規定する学校や職業訓練校等に通学し、児童の保育ができないこと(短時間の習い事、自動車学校は除く)	申請内容により判断
⑧虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	標準時間認定
⑨育児休業中 (在園児のみ)	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること (※在園児の継続利用を認めるための制度。新規入所申込の事由には該当しません。)	短時間認定
⑩その他	村長が認める前各号に類する状態 保護者が死亡、行方不明等	申請内容により判断

7. 入園申込に必要な書類

※必要書類は全てそろえて提出して下さい。書類不備の場合は受付できません。

【1】すべての方が提出する必要のある書類

必要書類	備考
・教育・保育給付認定申請書(現況届)兼利用申込書	児童1人につき1部提出
・認定こども園・保育園入園受付調査票・チェックシート ・同意書	世帯で1部提出

【2】2・3号認定「保育が必要な事由」の申請に必要な書類

※同居する18歳以上65歳未満の家族(祖父母等)も「保育が必要な事由」の書類が必要です。

(二世帯住宅、同一敷地内で世帯分離をしても、住所が同一だと同居とみなします。)

※入園希望日時点での保護者の状況に応じた書類を提出してください。

※各種証明書類は申請日から3か月以内に証明されたものを提出してください。

「保育が必要な事由」		必要書類	備考
①就労	勤務	就労証明書	
	自営業 (委託契約・ 内職含む)	①就労証明書 ②下記の該当する書類のいずれかを添付 (ア) 個人事業主 ・ 税務署に届けた開業届の控えの写し (開業後 1 年以内) ・ 営業許可書や耕作証明書等の写し ・ 取引に関する文書 (契約書等) の写し ・ 預金通帳の写し (取引先からの入金を確認できるページ) ・ 確定申告書の写し (イ) 自営業専従者 ・ 専従者給与支給の申告が確認できる書類 (ウ) 会社役員の方 ・ 法人税または市町村民税を申告した際の控え ・ 保護者の氏名が記載された登記簿謄本または抄本	
②妊娠・出産		「親子健康手帳」の写し ・ 分娩日予定が記載されているページ ・ 妊娠証明書	
③疾病・ 障がい	障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等	
	疾病	診断書※村指定様式	
④看護・介護		①診断書 (看護・介護用) ※村指定様式 ②看護・介護事実の証明書※村指定様式	
⑤災害復旧		罹災証明書	
⑥求職活動・起業準備		求職活動状況申立書 ※村指定様式	原則 90 日 ※終了月の 15 日 までに就労証明書の 提出が必要。 ※同一年度で求職 活動は 1 回のみ
⑦就学		①在学証明書または入学許可証、合格通知書等の写し ②授業日数・授業時間が確認できる書類	
⑧虐待・DV			
⑨育児休業中 (在所園児のみ)		就労証明書または育児休業取得証明 ※村指定様式	

【3】該当する方のみ提出する書類

世帯の状況等	提出書類
ひとり親世帯	※いずれかの写し 1 つ提出 「児童扶養手当受給者証」 「母子及び父子家庭等医療費受給者証」 「戸籍謄本」
準ひとり親世帯	※単身赴任中であれば、単身赴任者の住所がわかるもの
障がい者 (児) のいる世帯	※いずれかの写し 1 つ提出 「身体障害者手帳」 「療育手帳」の写し 「精神障害者手帳」 「特別児童扶養手当証書」

生活保護世帯	生活保護受給者証
令和8年1月1日時点で、宜野座村外に住所があった場合 (1月2日以降に宜野座村に転入)	「支給認定申請書 兼 利用申込書」に前住所と個人番号を記入し、個人番号が確認できるものを持参 ※1月1日に在住していた市町村で税申告をしている必要があります(収入がない場合や扶養に入っている場合も含む) ※個人番号の提示ができない場合は、「令和8年度(令和7年分)課税証明書」を提出 ※令和9年9月以降の入所希望の場合は、「令和9年度(令和8年分)課税証明書」
軍人・軍属の方 国外からの転入の方	①2025年・2026年の収入が確認できる書類 W-2 (Wage and Tax Statement 等) ②賃貸契約書、公共料金の写し ③身分証明書 (ID またはパスポート、在留カード等)
外国籍の方	在留カード
転入予定で申込をする方	転入予定申立書※村指定様式 入園希望の14日前までに転入手続きが可能な場合のみ、村民と同様に選考いたします。
※発達支援児保育を希望	①生育歴記録表、児童調査票 ※村指定様式 ②心身の発達に支援を要する状況がわかる診断書 ※任意の様式 詳しくはP9を参照してください。

【4】申込後、状況に変更があった場合

保育が必要な事由・家庭の状況など、申請(申込)時と状況が変わった場合は、必ず手続きが必要です。変更があったにも関わらず手続きがない場合、内定・利用決定の取り消し、入園後であっても保育実施解除(退園)となることがあります。

※必要書類の有無はこどもみらい課に問い合わせください。

8. 保育を必要とする事由について

【1】就労について

(1) 勤務または採用予定の方

「就労証明書」の本人記入は無効です。また日付・記入担当者名のないものも無効です。

※事業所名が記名されている就労証明書等を無断で作成し、または改変を行ったときには、就労先事業所の押印があっても、「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」または「私電磁的記録不正作出罪」が成立することがあります。

○有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑 3月以上5年以下の懲役

○私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 自営業(農業・漁業・畜産業・内職、委託契約等を含む)

①就労証明書

②添付資料の提出があります。(P6を参照)

○就労(勤務・自営業・農業・漁業・畜産業・内職等を含む)の場合、月64時間以上の勤務が入園条件となります。また、就労は、収入を得ている(生計を立てている)ことが条件であることから、収支のわかる書類を別途、提出していただく場合がありますのでご了承ください。

【2】妊娠・出産について

1 利用期間は、出産予定日のおおよそ8週間前からお産後8週間以内となります。

2 妊娠中の方は、就業の有無に関わらず、親子健康手帳の分娩予定日が記載されているページの写しを必ず提出してください。

【3】疾病・障がいについて

- 1 保護者の状況を診断書にて確認し、保育の必要量認定を行います。
- 2 診断書の内容によっては、保育を必要とする要件としてみる場合があります。
- 3 受診のタイミングにより診断書の提出が遅れる場合は、こどもみらい課までご相談ください。

【4】看護・介護について

- 1 診断書、看護・介護事実の証明書の提出が必要となります。
- 2 保護者の状況を書面にて確認し、保育必要量認定を行ないます。



【5】求職活動について

- 1 保護者が求職活動または起業準備に専念している場合も利用申込みができます。ただし、利用できる期間は入園が決定した日から 90日間です。
- 2 求職で入園した保育利用終了月の15日までに「就労証明書」等又は「保育が必要であることを証明する書類」の提出がない場合は、翌月から退園となります。
- 3 求職活動を理由として保育園等の利用ができるのは、**原則年度1回のみ**となります。

【6】就学について

- 1 就学として認められる学校等の範囲については、原則、下記のとおりです。
 - ・「学校教育法」に規定する学校、専修学校、各種学校
 - ・「職業能力開発促進法」に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練・職業訓練
 - ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に期待する認定職業訓練等
- 2 「授業日程がわかる資料（拘束時間がわかるもの）」の様式については、学校の様式でも可能ですが、村様式もあります。
- 3 就学として認められるのは原則年度1回のみとなります。

【7】育児休業について

- 1 新規申込の方で育児休業中の場合も利用申込みができます。ただし、入園決定月から1か月以内に職場復帰する場合に限ります。
- 2 育児休業開始前から保育園等を利用していた児童については、同一保育園の継続利用ができますが、利用期限は育児休業対象児童が原則1歳となる月の末日までとなります。
※ただし、育児休業対象児が保育園に入園できない等の理由により育児休業延長した場合は、継続利用の延長をすることもできます。
- 3 「就労証明書」や「育休取得証明書」に育児休業期間・復職日の記入がないものは無効です。

◆育児休業が取得できない方へ◆

宜野座村では、安心した家庭保育を推奨するため、育児休業が取得できない方に対し、村独自の「特別育児休暇期間」（3か月間）を設けております。ご希望される方はこどもみらい課までお問い合わせください。

※「特別育児休業期間」は原則産後8週後の翌日が属する月の翌月1日から3か月間です。

9.発達支援児保育利用希望申込について

【1】利用対象児童

- (1) 集団保育が可能な児童
- (2) 集団保育の中で個別の配慮が必要とされる児童

【2】発達支援児保育の内容

村立認定こども園・保育園ではそれぞれのお子さんの発達状況に応じた個別の配慮を行います。あくまでも集団保育であり、必ずしも保育者が1対1で対応するものではありません。また、希望しても発達支援児保育を必ず利用できるとは限りませんので、ご了承ください。

【3】申込の流れ

- (1) 利用申込 ※「保育園入園受付調査票及びチェックシート」の記入欄にご記入下さい。
- (2) 提出する必要がある書類

必要書類	備考
①成育歴記録表（指定様式） ②児童調査票（指定様式） ③下記のいずれかの写し ・身体障がい者手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・療育手帳 ・通所受給者証 ・その他医療機関・専門機関からの所見、検査結果、診断書等	児童1人につき1部提出

(3) 行動観察の実施

※ 新規利用希望児童と保護者を対象に実施いたします。

村内の保育施設などで巡回指導医師・保育士・役場職員が、お子さまの遊ぶ様子や他児との関わりや行動を観察し、状態を把握します。また、お子さまの様子や成育歴などについて保護者に確認いたします。

※行動観察の実施日・場所が決定後、保護者に通知いたします。

(4) 利用調整(入園調整)

宜野座村発達支援児保育運営協議会にて協議し、施設の空き状況や職員配置などを確認し、利用調整（入園調整）を行います。

10. 広域利用について

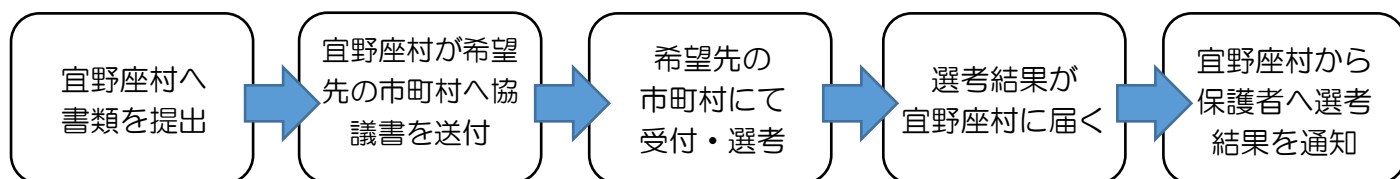
広域利用とは、①宜野座村に住所を有する児童が、宜野座村外の認可保育施設等を利用すること（委託利用）、②宜野座村以外に住所を有する児童が、宜野座村内の認定こども園・保育園を利用すること（受託利用）を言います。

どちらの場合でも、住所を有する市区町村で保育の必要性の認定を受け、住所を有する市町村を通して保育施設がある市町村に保育の申込をする必要があるため、広域利用を考えている場合は早めに相談していただきますよう、お願いいたします。

【宜野座村に住所を有する児童が、宜野座村外の保育施設等を利用する場合】

宜野座村を通して入園申込を行います。

～申込みの流れ～



※申込書を提出する前に、希望する施設の所在市町村へ「入園希望月の申込受付期間」を確認してください。

※保育料については、宜野座村が決定します。

※希望する保育施設等がある市町村の申込締切に間に合うよう、早めに宜野座村役場こどもみらい課へご相談ください。

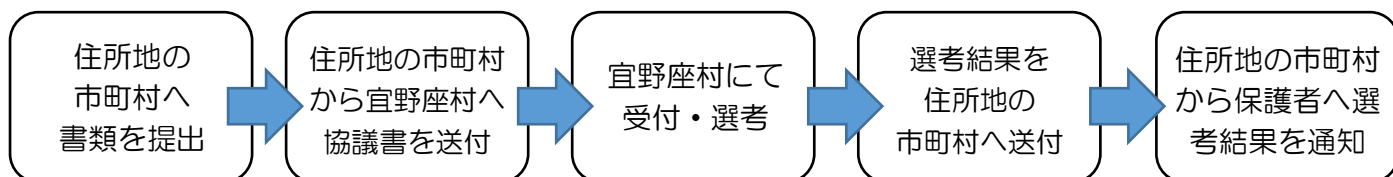
【村外に住所を有する児童が、宜野座村内の認定こども園・保育園を利用する場合】

住所地の市町村を通して入園申込をしてください。協議書が届いた後に入園選考をいたします。

※宜野座村内の保育施設に空きがある場合や待機児童が出る可能性が低い場合に広域利用受託します。

※受け入れができない場合もあるため、住所地の保育施設の申込もお願いします。

～申込みの流れ～



※保育料（利用者負担額）については、住所を有する市町村が決定します。



1 1. 保育料（利用者負担額）等について

【1】保育料（利用者負担額）の算定方法

①0歳～2歳児クラス（3号）

保育料（利用者負担額）の算定は児童の父母の『市町村民税所得割額の合算』によって決定します。

※保育料算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除・外国税控除・住宅借入金等特別控除・寄付金税控除等の税額控除は適用されません。

※算定対象保護者の収入状況によっては、同一世帯の祖父母の額を合算し、保育料算定を行うことがあります。

※0～2歳児クラスの給食費は、保育料の一部として徴収しています。

②3・4・5歳児クラス（2号）

保育料は3歳児クラスから無償となっています。

ぎのぞこども園・保育園の給食費については、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。主食費（お米、パン、麺類等）については、宜野座村が補助をしております。

副食費（おかず、おやつ、牛乳等）は保護者負担となります。2号認定の副食費 4,600 円を徴収いたします。

※年収約 360 万円未満相当世帯の子どもと、所得階層に関わらず第3子以降（未就学児までの子どもをカウント）の子どもの副食費は免除となります。

②3・4・5歳児クラス（1号）

保育料は無償となっています。

主食費（お米、パン、麺類等）については、宜野座村が補助をしております。

副食費（おかず、牛乳等）は保護者負担となります。副食費の金額については入園している園へお問い合わせください。

※年収約 360 万円未満相当世帯の子どもと、所得階層に関わらず第3子以降（未就学児までの子どもをカウント）の子どもの副食費は免除となります。

【2】課税状況が不明な世帯の保育料について

下記に該当する世帯は利用者負担額算定の基本となる情報が確認できないため、お子さんの年齢における階層区分の最高階層（8 階層）で仮認定させていただくことになりますので、すみやかにお手続きください。

- ・ 税の申告をしていない世帯 ※収入がなかった方や扶養に入っている方も申告が必要です。
- ・ 収入にかかわる証明書（W-2 等）を提出していない世帯等

【3】保育料の切り替え時期 ※毎年9月が切り替え時期となります。

4～8月は前年度分の市町村民税所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税所得割額により利用者負担額を決定します。

※ひとり親世帯について、離婚調停中の場合も利用者負担額が変更になる場合があります。

※保育料の変更は、届け出があった翌月に行います。この変更で生じた過不足分は、該当する月に遡り調整（納入、充当、還付）となります。遡ることができるのは令和9年度分（令和9年4月以降）の保育料のみです。過年度分の保育料については変更ができません。

令和9年									令和10年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前期保育料（R8年度の課税額で算定） （令和7年1月～12月分の収入）					後期保育料（R9年度の課税額で算定） （令和8年1月～12月分の収入）						

【4】保育料の納入について

保育料の納入方法は、下記のとおりです。

① 口座振替

振替日	毎月 20 日（休日にあたる場合は、翌営業日となります。）
登録できる金融機関	沖縄県農協、沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、ゆうちょ銀行

※口座引落しは毎月 1 回当月分のみです。残高不足にならないよう前日までに入金をお願いします。
（残高不足により、引落しできなかった場合は、後日督促通知と納付書をお渡しします。）

② 金融機関及びコンビニ、スマートフォンアプリでの納付書支払い
毎月初めに納付書をお渡しいたします。納期限は毎月 20 日です。



【保育料の多子軽減について】

世帯の市町村民税 所得割額	きょうだいのカウント方法 （同一生計のきょうだいに限る）	多子区分の例			
		中学生 （私立幼稚園在籍）	5歳 （認可外に在籍）	4歳 （認可外に在籍）	2歳 （認可園在籍）
第 4 - ② 階層 未満	年齢に関係なく きょうだいの数	第1子	第2子	第3子	第4子
第 4 - ② 階層 以上	対象の保育施設等に在籍している 未就学のきょうだいの数（※）	カウント外	第1子	カウント外	第2子

※対象の保育施設等

○認可保育園 ○認定こども園 ○地域型保育事業

●私立幼稚園（県知事認可） ●企業主導型保育施設 ●特別支援学校幼稚部

●児童発達支援施設 ●医療型児童発達支援サービス

（●の対象施設を利用しているきょうだいについては、村で確認ができないため、在園証明書等の提出が必要です。）

(参考) 宜野座村 保育料(利用者負担額)算定表 0～2歳児クラス

階層	区分	3歳未満児(3号認定)保育料(月額/円)					
		第1子		第2子		第3子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0
第2階層	村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
	ひとり親世帯 障がい世帯等	0	0	0	0	0	0
第3階層	48,600円未満	13,000	12,800	6,500	6,400	0	0
	ひとり親世帯 障がい世帯等	6,000	5,900	0	0	0	0
第4-①階層	48,600円以上 57,700円未満	19,000	18,700	9,500	9,350	0	0
	ひとり親世帯 障がい世帯等	7,000	7,000	0	0	0	0
第4-②階層	57,700円以上 77,101円未満	19,000	18,700	9,500	9,350	0	0
	ひとり親世帯 障がい世帯等	7,000	7,000	0	0	0	0
第4階層	77,101円以上 97,000円未満	19,000	18,700	9,500	9,350	0	0
第5階層	97,000円以上 169,000円未満	27,000	26,500	13,500	13,250	0	0
第6階層	169,000円以上 301,000円未満	33,000	32,400	16,500	16,200	0	0
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	36,000	35,400	18,000	17,700	0	0
第8階層	397,000円以上	40,900	40,200	20,450	20,100	0	0

※階層区分の児童の年齢は令和9年4月1日時点のクラス年齢です。

※算定対象保護者の収入状況によっては、同一世帯の祖父母の額を合算し、保育料算定を行うことがあります。

※定められた保育料は、保育所を運営するために必要で貴重な財源となりますので、納め忘れのないようご協力をお願いいたします。

13. 宜野座村の保育事業について

【1】延長保育事業（有料）※無償化対象外です。

保護者の就労時間や勤務上やむを得ない事情の為、通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童は延長保育の利用ができます。（月曜～金曜日の午後7時まで）

※延長保育の利用料（支払方法については、各施設にお問い合わせください。）

（1）保育標準時間 7：30～18：30（11 時間）

18：30～ 19：00	日額 150 円
	月額 1,500 円（前月 20 日までに各施設にて申請が必要）

（2）保育短時間 ①8：30～16：30、②9：00～17：00（8 時間）

7：30～18：30 （最大 19:00 まで）	1 時間 100 円を基本とします。 （1 時間未満の利用料設定はしていませんが、子どもが利用できる時間帯を 9:00～17:00 と設定している施設で、1 時間 30 分の延長保育を利用した場合は 150 円となります。） ●18:30～19:00 は開所時間を延長するための経費となるため、150 円です。
	月額 3,000 円（前月 20 日までに各施設にて申請が必要） ※18:30～19:00 の延長保育料は含みません。

【2】一時預かり事業（有料） 〈実施施設〉 村立ぎのざこども園

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急的な保育並びに育児に伴う保護者の心理的、肉体的負担の軽減を図るために必要な場合に利用できます。保育士配置や利用人数によっては、お預かりできない場合があります。あらかじめご了承ください。

○対象児童	本村に住所を有し、保育所、幼稚園、こども園等に通っていない、または在籍していない生後 6 ヶ月児～小学校就学前児童。
○利用申請	宜野座村役場 こどもみらい課窓口
○実施施設	村立ぎのざこども園（1 日 3 名程度）
○利用について	①非定型的（週 3 回限度）・・・就労または就学など家庭保育が継続的に困難となる場合 ②緊急的（月 15 日限度）・・・負傷、入院等により緊急的に保育を必要とする場合。 ③私的理由（週 1 程度）・・・育児に伴う心理的肉体的負担の軽減、または冠婚葬祭等
○料金	日額（8 時間以内）・・・1,500 円 半日（4 時間以内）・・・1,000 円
○保育時間 ※土日休日は実施していません。	月～金曜日 利用①・②の場合は 8：00～17：30 利用③の場合は 9：00～17：00
○利用調整	利用決定通知後、各施設にてオリエンテーション案内、利用希望日の調整

【3】地域子育て支援センター

子どもと保護者が同伴で利用し、他の子どもとの交流や育児に関する情報の提供、保護者の育児相談（子育て相談）に応じる施設です。利用料は無料ですが、行事や講習など、一部実費負担があります。施設ごとにより活動が異なるため、詳しい内容については直接施設にご確認ください。

施設名	利用日および時間	連絡先
子育て支援センター ぽかぽか（かな） ※不定期開所	月～金 9：00～12：00 土 園庭開放のみ （保育相談：月～金 9：00～17：00）	968-3355
子育て支援センター すくすく（松田）	月～金 9：00～12：00/14：00～17：00 （午後は個別相談 14：00～16：00 ※予約のみ）	090-8291-9286

※全ての事業の詳細についてはこどもみらい課まで問い合わせください。

宜野座村立 ゑのざこども園（本園・分園）

実施事業	教育・保育目標
・子育て支援（一時預かり保育）延長保育（午前 7 時 30 分から午前 9 時、午後 4 時 30 分から午後 7 時）・地域交流・発達支援児保育	・明るく元気な子 ・思いやりのある子 ・そうそう（創造・想像）豊かな子

○保護者会費 児童 1 人につき 1,000 円 ○新年度用品代

年 間 行 事

4 月	入園・進級の集い、こいのぼり掲揚式、保護者総会、春の遠足	10 月	保護者美化作業、運動会
5 月	保育面談	11 月	七五三お宮参り
6 月	虫歯予防集会、保護者美化作業、内科・歯科検診保育面談	12 月	生活発表会、クリスマス会、内科・歯科検診、保育納め・お楽しみ会
7 月	七夕集会、縁日あそび（保育参観）、プール開き	1 月	保育始め・新年の集い、新春マラソン大会（保育参観）、記念撮影、カーサムーチ作り、保育面談（5 歳児）
8 月	プール納め	2 月	節分、親子記念事業、思い出遠足
9 月		3 月	ひなまつり集会、新入園児オリエンテーション、卒園式、クラス懇談会（全クラス）

月 間 行 事

身体測定、避難訓練、誕生会（弁当会）、保健食育集会、ケンケン体操、獅子舞・琉舞、えいごであそぼう
--

日 課 表

0～2 歳	3～5 歳
7:30 開園 8:30 登園・自由あそび 9:00 授乳・おやつ、あそび 11:00 ランチタイム 12:00 授乳・睡眠 15:00 おやつ・着替え 16:30 自由あそび・順次降園	7:30 開園 8:30 登園・自由あそび 9:00 活動する時間 11:00 当番活動、食事、着替え、歯磨き 12:00 ゆったりタイム（休息タイム） 15:00 おやつ、片付け、清掃活動 16:30 自由あそび・順次降園

※下記の定員、児童入園者数は、令和 8 年 9 月 現在

園長	赤嶺 りえ子							【職員数】園長（１）
所在地	宜野座村字惣慶 126-1（本園）				宜野座村字宜野座 1195-3（分園）			主幹（２）：０歳児（３）
電話番号	098-968-8566				098-968-4356			１歳児（３）
敷地面積	1614.84 ㎡				1188.00 ㎡			２歳児（３）
建物構造	コンクリートブロック構造				鉄筋コンクリート構造			３歳児（３）
利用定員	２号			１号・３号			合計	４歳児（４）
	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳		５歳児（５）
	12	13	16	16	20	30	107 名	・一時預かり（２）
入園者数	8	16	17	16	16	28 名	102 名	事務(1)フリー保育（３） 用務(1)保育補助（２） 保育支援員(2) 看護師(1)栄養士（１） 調理師(2)調理補助(2)
保育方針	「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びの連続性」							

社会福祉法人 ひかり福祉会 松田・光保育園・第二分園

実施事業	保育目標
・子育て支援事業 ・特別支援保育 ・地域活動 ・延長保育 ・病後児保育（体調不良児型）	（明るく つよく たくましく） 豊かに伸びゆく可能性を内に秘めている子どもが、現在をもっともよく生き望ましい未来を作り出す力の基礎を培う。また、個々の発達段階に応じた和太鼓・リトミック・アートセラピー・英語であそぼう・わらべ歌の保育を継承し生き生きとした創造性豊かな子どもの育成に努めます。

保護者会費の徴収はありません。

年 間 行 事

4月	浜うり・こいのぼり会	10月	後期健康診断・お楽しみ会・ハロウィン
5月	前期足、体力測定	11月	後期足、体力測定・七五三・稲刈り体験
6月	虫歯予防デー・前期健康診断・保育参観	12月	ムービー作り・クリスマス会・0.1歳おゆうぎ会
7月	七夕会・プール（タラソ）	1月	新年の集い・もちつき会・おゆうぎ会
8月	縁日遊び・夕涼み会・個人面談・田植え	2月	節分・お別れ遠足・記念撮影
9月	運動会・長寿弁当配布	3月	ひな祭り会・新入園児説明会・卒園式

月 間 行 事

・身体測定等・避難訓練・体育あそび・お楽しみバイキング・毎週木曜日＝リトミック ・3.4歳児わらべ歌 ・3.4.5歳児英語であそぼう ・4歳児アートセラピー

日 課 表

0～2歳	3～5歳
7:30 開園 順次登園 自由遊び	7:30 開園 順次登園 自由遊び
9:30 朝のおやつ	9:30 クラス活動
10:00 クラス活動	11:00 食事スタート（順次食事）
11:00 食事スタート（順次食事）	12:30 お昼寝
12:30 お昼寝	15:00 おやつ 降園準備
15:00 おやつ 降園準備	16:00 自由遊び
16:00 自由遊び	16:30 順次降園
16:30 順次降園	18:30 延長保育
18:30 延長保育 19:00 保育終了 閉園	19:00 保育終了 閉園

※下記の定員、児童入園者数は、令和8年9月1日現在

理事長：當真ケイ子

施設名	松田保育園	第二分園	光保育園	支援センターすくすく
所在地	宜野座村字松田 611-5	松田 2182-1	松田 612-9	松田 612-9
電話番号	098-968-8701	098-968-4340	098-923-3110	090-8291-9286
敷地面積	1,933.71 m ²	1003 m ²	1,737 m ²	
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造1階建	鉄筋コンクリート造1階建	木造合金メッキ銅板葺き2階建

利用定員	松田保育園				第二分園	光保育園	・現定員（155名） ・入園者数（163名） ・次年度定員（155名） ・職員数（50名）
	0歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1歳	
	18名	26名	28名	28名	30名	25名	
入所者数	18名	27名	29名	30名	34名	25名	
保育方針：松田保育園は、「育つ喜びを共感し、生きる力を育む」という保育理念のもと、子ども一人ひとりの可能性を大切に、今をいきいきと生き、未来をつくる力の基礎を育てることを方針としています。							

社会福祉法人 平松福祉会 かな保育園

実施事業	保育目標
・こども子育て支援事業 ・保育対策総合支援事業 ・特別支援保育・地域活動	・子ども一人ひとりが安心して園生活を過ごせる ・子ども一人ひとりが主体的にかかわれる ・子ども一人ひとりが思いやりを持つ ・子ども一人ひとりが自分の思いを伝え、伝えられる ・子ども一人ひとりができることは自分でやる

保護者会費の徴収はありません。

年 間 行 事

4 月	入園式、進級式、こいのぼり掲揚式（5 歳児）	10 月	発表会（3,4,5 歳児）、保育公開（0～2 歳児）
5 月	こいのぼり会（各クラス）	11 月	園児健康診断（内科・歯科・尿）、保育公開（0～2 歳児）
6 月	園児健康診断（内科・歯科・尿・蛭虫検査）、平和を考える日（慰霊の日）、保育公開（0～2 歳児）	12 月	運動会（3,4,5 歳児）、保育公開（0～2 歳児）、クリスマス会（各クラス）
7 月	プール開始、七夕の会（各クラス）、保育公開（0～2 歳児）	1 月	七五三の会（2,4 歳児）
8 月	プール終了、保育公開（0～2 歳児）、保育公開（0～2 歳児）	2 月	豆まき（各クラス）
9 月	保育公開（0～2 歳児）	3 月	ひなまつり（各クラス）、卒園式、新入園児オリエンテーション

月 間 行 事

身体測定、お誕生会（各クラス）、お弁当会、避難訓練

日 課 表

0～2 歳	3～5 歳
7：30 登園、健康観察、自由あそび 9：30 おやつ、トイレタイム 10：00 保育活動 11：15 昼食、片付け、沐浴着替え 12：30 おひるね 15：00 トイレタイム、おやつ 15：30 帰りの会、自由あそび 16：00 順次降園	7：30 登園、健康観察、自由あそび 9：45 朝の会 10：00 保育活動 11：45 昼食、片付け、お着替え、歯磨き 12：45 絵本読み聞かせ 13：00 おひるね 15：00 おやつ 15：30 帰りの会、自由あそび 16：00 順次降園

※下記の定員、児童入園者数は、令和 8 年 8 月 1 日現在

理事長	新里民夫			園長		奥山雅幸		職員数（30）名 園長（1 名） 保育士（19 名） 幼稚園教諭（1 名） 看護師（1 名） 調理員（4 名） 子育て支援員（1 名） 保育補助（1 名） 事務員（2 名）
所在地	沖縄県国頭郡宜野座村字漢那 213 番地							
電話番号	098-968-3355							
敷地面積	1852.84 m ²							
建物構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建							
利用定員	3 号			2 号			合計	
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳児	5 歳児	名	
	12 名	18 名	18 名	18 名	18 名	16 名	100 名	
入園者数	9 名	21 名	17 名	20 名	21 名	13 名	101 名	
保育方針	・心身ともに健やかに成長できるように育む ・一人ひとりの個性を育む ・一人でも、友だちとも、遊ぶ力を育む ・自分で考え、自分で選択し、自分で行動できる力を育む							

14. 注意事項 ***必ずご確認ください***

- ①受入人数は保育所の定員に限らず、部屋面積、保育士数、保育所の状況により決まります。
入園ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ②入園決定は、書類審査や家庭状況の調査等（実態調査等を含む）により決定し、後日通知いたします。入園後も就労証明書の再提出または電話・訪問などによる就労調査がありますのでご了承ください。
- ③入園決定後、入園決定を辞退したい場合、入園希望の2週間前までに必ずご連絡ください。
- ④認定こども園・保育園における集団生活に支障がある場合は、入園を取り消すことがあります。
- ⑤保護者の勤務先の変更・退職や出産など、提出書類の内容に変更があった場合は、こどもみらい課へ必要書類の提出及び連絡をしてください。万が一、提出及び連絡がなく、そのことが判明した場合、就労等をしていても途中退園となることがあります。
- ⑥入園後、現況確認のため「保育を必要とする事由」就労証明書等の再提出依頼を行います。
- ⑦申請内容や添付書類等に虚偽がある場合は、入園を取り消すことがあります。
- ⑧児童の発達・発育等で気になることがある場合、受付または事前に必ず申し出てください。
- ⑨認定こども園・保育園を長期欠席する場合は、必ずこどもみらい課までご連絡ください。
1か月以上欠席する場合は、保育を必要とする事由に該当しない等として退園になります。
(欠席している間も保育料は発生します。)
- ⑩年度内の転園は、原則としてできません。
- ⑪退園する場合は、退園希望日の2週間前までにこどもみらい課窓口にて手続きを行なってください。
- ⑫村外転出の場合、保護者の希望により転出日を含む月末までの在籍が認められます。
(ただし、月をまたいでの在籍は認められませんので、ご了承ください。)
- ⑬正当な理由なく利用者負担額（保育料）を滞納した場合は、次年度の入園申込の際に滞納月数に応じて減点となり、認定こども園・保育園を利用できなくなることがあります。
- ⑭提出書類の内容は、後日のお問い合わせや、施設での面談時に確認が必要となることがあります。トラブル防止のため、提出前に必ずすべての書類のコピーをとって、お手元に保管してください。※不備等で書類の差し替えをお願いする際にも役立ちます。



